



26こ未第31号
平成26年4月1日

各市町長様
(保育所担当課長経由)

長崎県こども未来課長
(公印省略)

社会福祉法人における太陽光発電の取扱いについて（依頼）

平素より、本県の児童福祉行政に対し、ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、県が所管している法人につきましては別紙のとおり（平成26年3月18日付事務連絡長崎県福祉保健課通知）取り扱うことといたしますので、貴管内関係法人へ周知していただきますようよろしくお願いいたします。

※ 市の法人所管課へは別紙通知が県福祉保健課から送付されており、本通知につきましては保育所担当課へ参考に送付しているものです。



担当：こども未来課幼保連携班 平尾

TEL：095-895-2684

FAX：095-895-2554

E-mail：hirao.net@pref.nagasaki.lg.jp



事務連絡
平成26年 3月18日

県内各市社会福祉法人担当課 様

長崎県福祉保健課

社会福祉法人における太陽光発電の取扱いについて

平素は、本県の福祉行政にご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、平成25年11月27日付け事務連絡で「社会福祉法人における太陽光発電の取扱いについて」照会を行いました。その取りまとめ結果について別紙1のとおりご報告いたします。

併せて、県の取扱いを下記のとおりとしましたので、参考にお知らせいたします。

記

1 余剰電力の買取制度についての取扱い

自らの社会福祉施設等で利用することを目的に太陽光発電設備を設置し、余剰となった電力があればこれを売却する「余剰電力の買取制度」による太陽光発電の場合には、ただちに収益事業に該当することにはならない。

発電設備の規模や社会福祉事業の規模とのバランスなどを考慮して、収益事業に該当するか否かについて、各社会福祉法人を所管する課で個別に判断する。新設設置の場合には、社会福祉法人と所管課で事前協議を行う。

2 全量買取制度についての取扱い

太陽光発電したすべての電力を売電する「全量買取制度」による太陽光発電の場合には、社会福祉法人審査基準の第1の3の(1)に規定する、「社会福祉事業又は公益事業の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為」に該当するため、収益事業とみなす。

以下の点について、所管法人への助言および指導を行う。

- ・ 収益事業の開始および定款変更について、理事会（および評議員会）による審議、承認が必要。
- ・ 社会福祉事業用財産以外の財産に設備を設置するなど、社会福祉事業用財産と収益事業用財産とを明確に区分して管理するとともに、会計処理上も特別の会計として明確に区分した管理が必要。
- ・ 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われるなど、社会福祉事業の円滑な執行を妨げるおそれがないこと。
- ・ 収益事業の規模が、社会福祉事業の規模を上回らないこと。

地域福祉班

中島 (内 2416)

